

次の「ライフイベントサービス利用規定」は、お客さまと泉友株式会社との間の取り決めについて定めるものです。

ライフイベントサービス利用規定

1【定義】

「ライフイベントサービス」(以下、「本サービス」という。)とは、泉友株式会社(以下、「当社」という。)が株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」という。)との提携に基づいて、当社が三井住友銀行の SMBC ポイントバック契約者を対象に、住宅関連や冠婚葬祭等のライフイベントをサポートするために当社の提携会社等(以下、「提携会社」という。)を紹介・斡旋するサービスをいうものとします。

2【本サービスの対象者】

本サービスの対象者は、三井住友銀行の SMBC ポイントバック契約者かつ三井住友銀行および当社所定の条件を満たす契約者に限ります。

3【サービスの申込および利用】

- (1) SMBC ポイントバック契約者は当社および三井住友銀行所定の方法により、予め本サービスの申込が必要です。
- (2) 本サービスの利用に当っては、当社所定の方法により当社宛に利用依頼をするものとし、当社は利用者からの依頼に基づき、紹介・斡旋のサービスを提供します。

4【利用者情報の取扱】

当社が知り得た利用者に関する住所、氏名、連絡先、本サービス利用状況等の情報については、以下の目的で提携会社および三井住友銀行に開示できるものとします。

- (1) 本サービスを通じて利用者が指定した提携会社が、利用者に対してより適したサービスを提供するため。
- (2) 三井住友銀行が利用者に対してより適した住宅ローン等の金融サービスを案内するため。

5【免責事項】

- (1) 利用者が当社所定の利用方法・条件を満たさなかったことにより特典・割引等が受けられなかった場合であっても、当社は責任を負いません。
- (2) 利用者と提携会社との間で生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 利用者が本サービスを通じて被った損害・損失については当社は責任を負いません。
- (4) 本サービス内容および提携会社は、契約者に事前に通知することなく変更・追加・中止する場合があります。

6【解約等】

- (1) 都合解約
本契約は当社または利用者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、利用者からの解約の通知は当社所定の方法によるものとします。
- (2) 三井住友銀行の SMBC ポイントバックの解約
三井住友銀行の SMBC ポイントバックが解約されたときは、本契約は全て解約されるものとします。

7【契約期間】

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、利用者または当社から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

8【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社または三井住友銀行の店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用される

ものとしす。

9【準拠法・管轄】

本契約の契約準拠法は日本法としす。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所としす。

以 上

(泉友株式会社)